

議案第 4 号

令和 2 年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 3 回)について

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、山陽小野田市後期高齢者医療特別会計予算を次のとおり補正する。

令和 3 年 2 月 2 2 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

令和 2 年 度

山陽小野田市後期高齢者医療特別会計補正予算

(第 3 回)

令和2年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）

令和2年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算総額から、歳入歳出それぞれ36,704千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,110,126千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 後期高齢者医療保険料		千円 874,906	千円 △36,254	千円 838,652
	1 後期高齢者医療保険料	874,906	△36,254	838,652
3 繰入金		269,559	△450	269,109
	1 一般会計繰入金	269,559	△450	269,109
歳 入 合 計		1,146,830	△36,704	1,110,126

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療広域連 合納付金		千円 1,125,744	千円 △36,704	千円 1,089,040
	1 後期高齢者医療広域連 合納付金	1,125,744	△36,704	1,089,040
歳 出 合 計		1,146,830	△36,704	1,110,126

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 後期高齢者医療保険料	874,906	△36,254	838,652
3 繰入金	269,559	△450	269,109
歳入合計	1,146,830	△36,704	1,110,126

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
2 後期高齢者医療広域連合納付金	1,125,744	△36,704	1,089,040
歳出合計	1,146,830	△36,704	1,110,126

補正額の財源内訳			
特定国・県支出金	地方債	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円
0	0	△36,254	△450
0	0	△36,254	△450

2 歳 入

1 款 後期高齢者医療保険料

1 項 後期高齢者医療保険料

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 特別徴収保険料	591,823	△11,426	580,397
2 普通徴収保険料	283,083	△24,828	258,255
計	874,906	△36,254	838,652

3 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

1 事務費等繰入金	39,803	△450	39,353
計	269,559	△450	269,109

3 歳 出

2 款 後期高齢者医療広域連合納付金

1 項 後期高齢者医療広域連合納付金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 後期高齢者 医療広域連 合納付金	1,125,744	△36,704	1,089,040			△36,254 後期高齢者 医療保険料	△450
計	1,125,744	△36,704	1,089,040	0	0	△36,254	△450

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
1 現年度分	△11,426	現年度分 △11,426
1 現年度分	△24,828	現年度分 △24,828

1 事務費等繰入金	△450	事務費等繰入金 △450

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
19 負担金、補助 及び交付金	△36,704	事務費等負担金 後期高齢者医療保険料納付金 △450 △36,254